

2012年2月21日

## 総会

### 第66会期

#### 議事日程議題34

#### 総会により採択された決議

[主要委員会への付託なし (A/66/L.36 and Add.1)]

#### 66/253. シリア・アラブ共和国における状況

総会は、

2011年12月19日の総会決議66/176、並びに2011年4月29日のS-16/1<sup>1</sup>、2011年8月23日のS-17/1<sup>1</sup>および2011年12月2日のS-18/1<sup>2</sup>の人権理事会諸決議を想起し、

シリア・アラブ共和国における状況の悪化、とりわけシリア当局によるその住民に対する現行の人権侵害および暴力の行使、に重大な懸念を表明し、

国際連合憲章第VIII章に規定されたように国際の平和および安全の維持における地域的並びに準地域的機構の役割を再確認し、

シリア・アラブ共和国の主権、独立、統一および領土保全並びに国連憲章の原則に対する総会の強い公約もまた再確認し、

国際連合の全ての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全若しくは政治的独立に対するものも、また国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならないことを更に再確認し、

この危機を終わらせる目的での事務総長の関与および全ての外交的努力を歓迎し、

1. シリア・アラブ共和国の主権、独立、統一および領土保全に対する総会の強い公約を再確認し、またシリア・アラブ共和国における現在の政治的危機を平和的に解決する必要性を強調する。

---

<sup>1</sup> *Official Records of the General Assembly, sixty-sixth Session, supplement No.53 (A/66/53), chap. I* を見よ。

<sup>2</sup> *Ibid., supplement No. 53 B(A/66/53/Add.2 and Corr.1), chap. II.*

2. 子ども達に対するものを含む、文民に対する武力の使用、恣意的な処刑、抗議する人々や人権を擁護する人々とジャーナリストに対する殺害と迫害、恣意的な監禁、強制的な失踪、医学的な治療へのアクセスに対する妨害、拷問、性的暴力および不当な取扱いのような、シリア当局による広範且つ組織的な人権並びに基本的自由の継続的侵害を強く非難する。
3. シリア・アラブ共和国政府に対し、あらゆる人権侵害と文民に対する攻撃を直ちに終わらせ、その住民を保護し、適用可能な国際法の下でのその義務を完全に遵守しまた人権理事会諸決議S-16/11、S-17/1<sup>1</sup> およびS-18/1<sup>2</sup>、並びに独立した国際審査委員会と十分に協力することによるものを含む、総会決議 66/176 を完全に履行することを求める。
4. その由来を問わず、あらゆる暴力を非難し、また武装集団を含む、シリア・アラブ共和国における全ての当事者に対し、アラブ連盟の活動に従って、あらゆる暴力または報復を直ちに止めることを求める。
5. 人道に対する罪に相当する可能性のある侵害を含む、人権侵害に対する説明責任を確保する重要性および刑事責任の免除を終わらせ責任を有する者の責任を問う必要性を再び強調する。
6. 2011年11月2日のアラブ連盟の行動計画および2012年1月22日と2月12日のアラブ連盟の決定に従って、シリア・アラブ共和国政府が、遅滞なく、次のことを行うことを要求する。
  - (a) あらゆる暴力を停止しまたその住民を保護する。
  - (b) 最近の事件のために恣意的に拘束された全ての人を解放する。
  - (c) 全てのシリア軍および武装兵力を、市や町から撤退させ、また彼らを本来の本拠地の兵舎に帰還させる。
  - (d) 平和的なデモの自由を保証する。
  - (e) 現場での状況についての真実を認定しまた起きている出来事を監視するためシリア・アラブ共和国のあらゆる部分において、アラブ連盟の全ての関連する機関およびアラブと国際的なメディアのために完全且つ妨害のないアクセスと移動を認める。
7. 成果を予断することなしに、暴力、恐怖、脅迫および過激主義のない環境で実施されまたシリア・アラブ共和国の国民の合法的な憧れと懸念に効果的に対処することを目的とした、シリア人主導の包括的政治プロセスを求める。
8. アラブ連盟の支援を得てまたアラブ連盟により定められた予定表に従って、シリア・アラブ共和国政府とあらゆる種類のシリアの反体制派との間の一連の政治的対話の開始を通してを含む、国民の帰属若しくは種族または信条に関わりなく国民が平等である、民主的、多民族の政治制度へのシリア人主導の政治的移行を促進する2012年1月22日のアラブ連盟の決定を完全に支持する。
9. 全ての加盟国に対し、要請された場合には、アラブ連盟活動に支援を提供することを求める。
10. シリア当局に対し、援助を必要としている人に対する人道援助の提供を確保するために、人道援助

のための安全且つ妨害のないアクセスを認めることを求める。

11. この文脈において、事務総長と全ての関連する国際連合機関に対し、アラブ連盟と協議して、特使の任命を含む、シリア危機に対する平和的解決を促進することを目的とした周旋を通してまた技術的および物的援助を通しての双方で、アラブ連盟の取組に支援を提供することを要請する。
12. 事務総長に対し、本決議の採択から 15 日以内に、アラブ連盟と協議して、本決議の履行について報告することを要請する。

第 97 回本会議  
2012 年 2 月 16 日